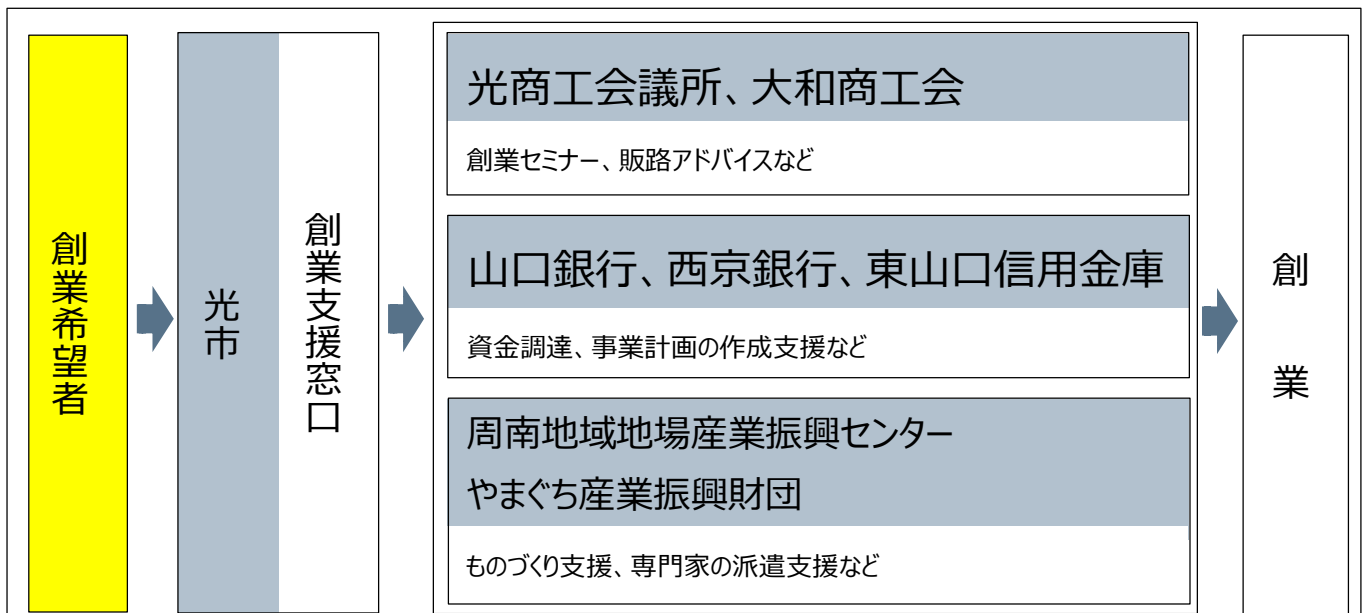


# あなたの創業をカタチに。 光市が支援します。

創業するなら  
人が輝き やさしさつながる  
幸せ創造都市 ひかり

## 「光市創業支援窓口」をご存知ですか

資金の調達、創業の各種手続き、税務、労務、創業の計画…  
創業に関する不安・相談に関する専門家や支援制度を紹介します。



- 光市では、光市創業支援等事業計画を策定し、市内の商工団体、金融機関等と連携し、創業者を支援する体制をつくっています。
- 光市が指定する創業セミナー、創業相談等を受講し、一定の要件を満たすと「**特定創業支援等事業認定者**※1」となり、様々な優遇措置の対象となります。詳しくは裏面をご確認ください。

※1 認定には光市（商工振興課）が発行する証明書の取得が必要です。

## 「光市創業支援窓口」

743-8501 光市中央六丁目1番1号（光市役所 商工振興課内）

TEL：0833-72-1519 FAX：0833-72-8981



# 支援制度のご紹介

## ◎創業資金（光市小口融資保証制度）

基準利率：1.8% 優遇措置により **1.2%**～（優遇措置の上限▲0.6%）

融資限度額：1,000万円（特定創業支援等事業認定者は **1,500万円**）

融資期間：7年（最大6か月の据置期間を設定できます）

融資による保証料は、  
**原則、市が負担**

特定創業支援等事業認定者	県外からの移住者	女性による創業
		
優遇措置（基準金利より） ▲0.5%	▲0.5%	▲0.1%

## ◎光市事業所設置奨励金

【事業所設置の支援】 市内に事務所や店舗を新たに建てた場合等に固定資産税相当額を3年間補助

## ◎光市地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金 各タイプ30万円交付

【サテライトオフィス進出タイプ】 市外に本社・本拠を置く事業者が、市内に新たにサテライトオフィスを設け事業を行う場合

【空き店舗等活用タイプ】 市内にある空き家・空き店舗・空き工場などを活用して事業所を設け、事業を行う場合

※一定の条件を満たす場合、奨励金の上乗せがあります。

光市の支援

「特定創業支援等事業認定者」となると次の優遇措置の対象となります。

- ① 会社<sup>※2</sup> 設立時の登録免許税を軽減<sup>※3</sup>  
→資本金の0.7%から0.35%に軽減。（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円に軽減）
- ② 無担保、第三者保証なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用可能<sup>※4</sup>
- ③ 日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ対象として、同資金を利用可能<sup>※4</sup>

※2 株式会社、合同会社を指します。

※3 軽減を受ける場合は、設立登記を行う際に証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※4 別途、審査を受ける必要があります。

国等の支援

融資制度は金融機関をはじめ、下記の公的機関でも融資・保証制度が整備されています。

制度元	資金・保証等	基準利率	融資限度額	保証料	融資期間
山口県	スタートアップ創出促進資金	1.3	3,500万円	有	10年
日本政策金融公庫	新規開業・スタートアップ支援資金	1.6～3.8	7,200万円	無	20年
山口県信用保証協会	創業関連保証	-	3,500万円	有	10年

（注意） 資金用途、返済期間、担保有無等によって融資条件が異なるため、詳細は制度元に確認願います。

融資情報

**周南地域地場産業振興センター** アイデアの実現化、意匠登録、マーケティング戦略等の支援を実施。

◎**周南サポート事業**：試作品・特産品開発、製品PR等を支援する制度（最大支援30万円補助）

**やまぐち産業振興財団** 販路開拓、商品開発などの課題に対して、相談窓口や支援施策の紹介などの支援を実施。

◎**やまぐち創業補助金**：山口県内で社会的事業の創業を行おうとする個人を支援（補助上限額200万円：補助率

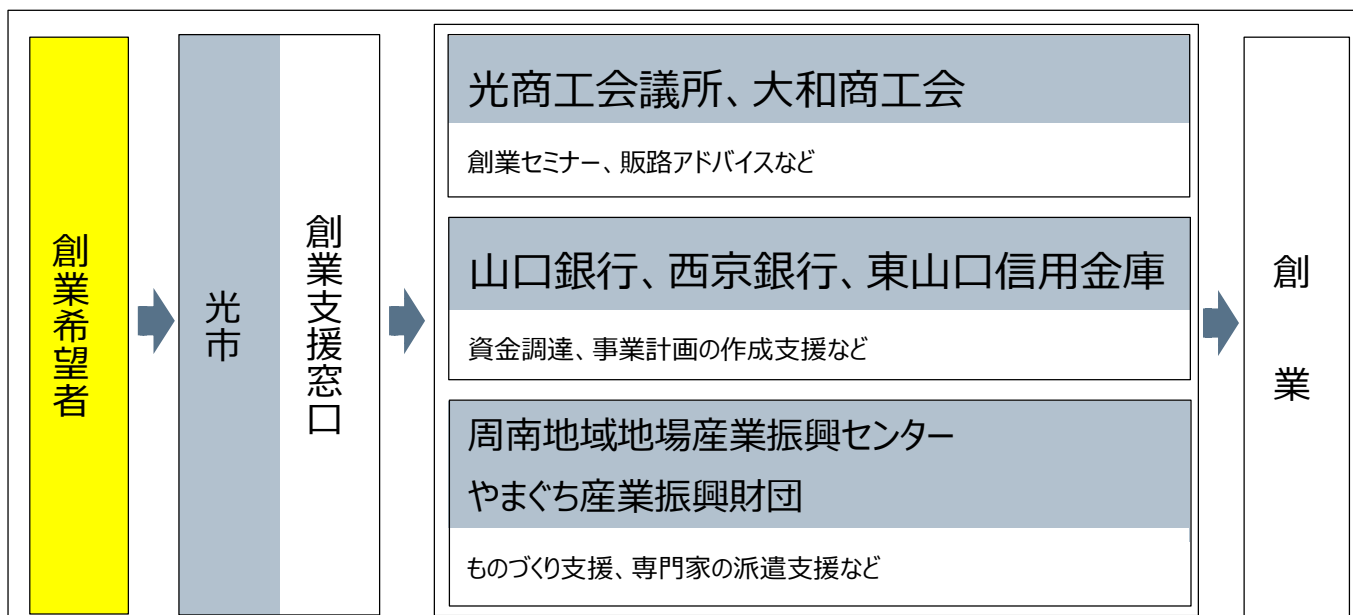
各種情報

# あなたの創業をカタチに。 光市が支援します。

創業するなら  
人が輝き やさしさつながる  
幸せ創造都市 ひかり

「光市創業支援窓口」をご存知ですか

資金の調達、創業の各種手続き、税務、労務、創業の計画…  
創業に関する不安・相談に関する専門家や支援制度を紹介します。



- 光市では、光市創業支援等事業計画を策定し、市内の商工団体、金融機関等と連携し、創業者を支援する体制をつくっています。
- 光市が指定する創業セミナー、創業相談等を受講し、一定の要件を満たすと「**特定創業支援等事業認定者**※1」となり、様々な優遇措置の対象となります。詳しくは裏面をご確認ください。

※1 認定には光市（商工振興課）が発行する証明書の取得が必要です。

## 「光市創業支援窓口」

743-8501 光市中央六丁目1番1号（光市役所 商工振興課内）  
TEL：0833-72-1519 FAX：0833-72-8981



# 支援制度のご紹介

## ◎創業資金（光市小口融資保証制度）

基準利率：1.8% 優遇措置により **1.2%**～（優遇措置の上限▲0.6%）

融資限度額：1,000万円（特定創業支援等事業認定者は **1,500万円**）

融資期間：7年（最大6か月の据置期間を設定できます）

融資による保証料は、  
**原則、市が負担**

特定創業支援等事業認定者	県外からの移住者	女性による創業
		
優遇措置（基準金利より） ▲0.5%	▲0.5%	▲0.1%

## ◎光市事業所設置奨励金

【事業所設置の支援】 市内に事務所や店舗を新たに建てた場合等に固定資産税相当額を3年間補助

## ◎光市地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金 各タイプ30万円交付

【サテライトオフィス進出タイプ】 市外に本社・本拠を置く事業者が、市内に新たにサテライトオフィスを設け事業を行う場合

【空き店舗等活用タイプ】 市内にある空き家・空き店舗・空き工場などを活用して事業所を設け、事業を行う場合

※一定の条件を満たす場合、奨励金の上乗せがあります。

光市の支援

「特定創業支援等事業認定者」となると次の優遇措置の対象となります。

- ① 会社<sup>※2</sup> 設立時の登録免許税を軽減<sup>※3</sup>  
→資本金の0.7%から0.35%に軽減。（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円に軽減）
- ② 無担保、第三者保証なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用可能<sup>※4</sup>
- ③ 日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ対象として、同資金を利用可能<sup>※4</sup>

※2 株式会社、合同会社を指します。

※3 軽減を受ける場合は、設立登記を行う際に証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※4 別途、審査を受ける必要があります。

国等の支援

融資制度は金融機関をはじめ、下記の公的機関でも融資・保証制度が整備されています。

制度元	資金・保証等	基準利率	融資限度額	保証料	融資期間
山口県	スタートアップ創出促進資金	1.3	3,500万円	有	10年
日本政策金融公庫	新規開業・スタートアップ支援資金	1.6～3.8	7,200万円	無	20年
山口県信用保証協会	創業関連保証	-	3,500万円	有	10年

（注意） 資金用途、返済期間、担保有無等によって融資条件が異なるため、詳細は制度元に確認願います。

融資情報

**周南地域地場産業振興センター** アイデアの実現化、意匠登録、マーケティング戦略等の支援を実施。

◎**周南サポート事業**：試作品・特産品開発、製品PR等を支援する制度（最大支援30万円補助）

**やまぐち産業振興財団** 販路開拓、商品開発などの課題に対して、相談窓口や支援施策の紹介などの支援を実施。

◎**やまぐち創業補助金**：山口県内で社会的事業の創業を行おうとする個人を支援（補助上限額200万円：補助率

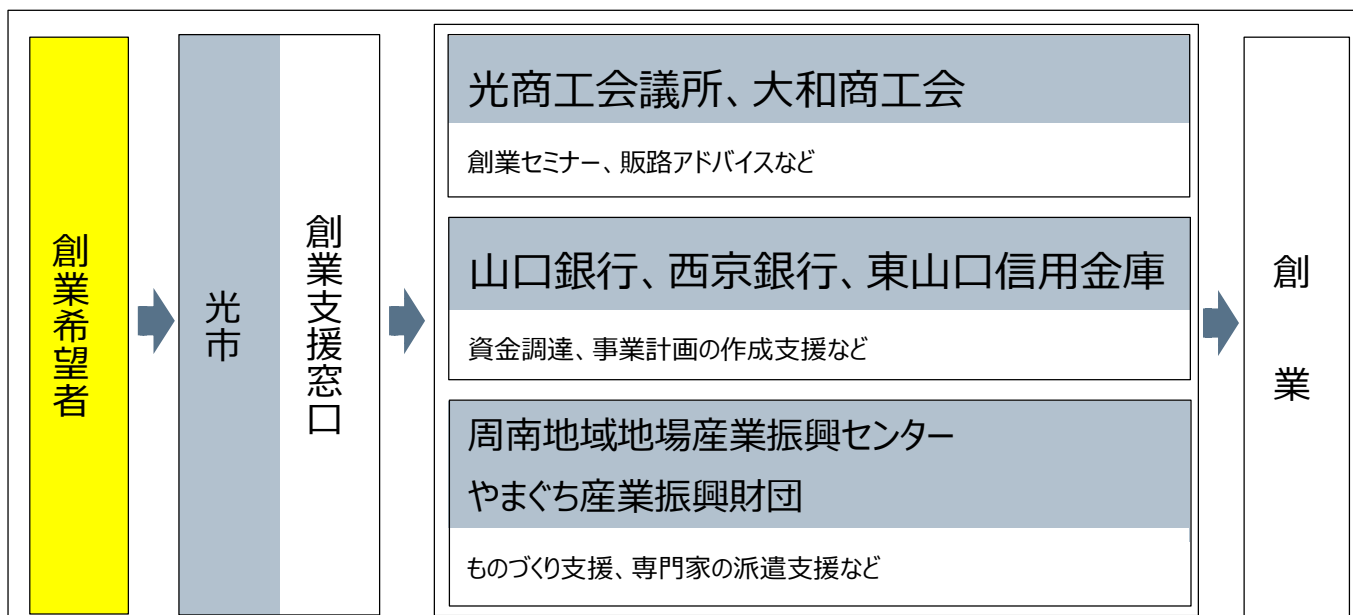
各種情報

# あなたの創業をカタチに。 光市が支援します。

創業するなら  
人が輝き やさしさつながる  
幸せ創造都市 ひかり

「光市創業支援窓口」をご存知ですか

資金の調達、創業の各種手続き、税務、労務、創業の計画…  
創業に関する不安・相談に関する専門家や支援制度を紹介します。



- 光市では、光市創業支援等事業計画を策定し、市内の商工団体、金融機関等と連携し、創業者を支援する体制をつくっています。
- 光市が指定する創業セミナー、創業相談等を受講し、一定の要件を満たすと「**特定創業支援等事業認定者**※1」となり、様々な優遇措置の対象となります。詳しくは裏面をご確認ください。

※1 認定には光市（商工振興課）が発行する証明書の取得が必要です。

## 「光市創業支援窓口」

743-8501 光市中央六丁目1番1号（光市役所 商工振興課内）  
TEL：0833-72-1519 FAX：0833-72-8981



# 支援制度のご紹介

## ◎創業資金（光市小口融資保証制度）

基準利率：1.8% 優遇措置により **1.2%**～（優遇措置の上限▲0.6%）  
 融資限度額：1,000万円（特定創業支援等事業認定者は **1,500万円**）  
 融資期間：7年（最大6か月の据置期間を設定できます）

融資による保証料は、  
**原則、市が負担**

特定創業支援等事業認定者	県外からの移住者	女性による創業
		
優遇措置（基準金利より） ▲0.5%	▲0.5%	▲0.1%

## ◎光市事業所設置奨励金

【事業所設置の支援】 市内に事務所や店舗を新たに建てた場合等に固定資産税相当額を3年間補助

## ◎光市地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金 各タイプ30万円交付

【サテライトオフィス進出タイプ】 市外に本社・本拠を置く事業者が、市内に新たにサテライトオフィスを設け事業を行う場合

【空き店舗等活用タイプ】 市内にある空き家・空き店舗・空き工場などを活用して事業所を設け、事業を行う場合

※一定の条件を満たす場合、奨励金の上乗せがあります。

光市の支援

「特定創業支援等事業認定者」となると次の優遇措置の対象となります。

- ① 会社<sup>※2</sup> 設立時の登録免許税を軽減<sup>※3</sup>  
 →資本金の0.7%から0.35%に軽減。（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円に軽減）
- ② 無担保、第三者保証なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用可能<sup>※4</sup>
- ③ 日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ対象として、同資金を利用可能<sup>※4</sup>

※2 株式会社、合同会社を指します。

※3 軽減を受ける場合は、設立登記を行う際に証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※4 別途、審査を受ける必要があります。

国等の支援

融資制度は金融機関をはじめ、下記の公的機関でも融資・保証制度が整備されています。

制度元	資金・保証等	基準利率	融資限度額	保証料	融資期間
山口県	スタートアップ創出促進資金	1.3	3,500万円	有	10年
日本政策金融公庫	新規開業・スタートアップ支援資金	1.6～3.8	7,200万円	無	20年
山口県信用保証協会	創業関連保証	-	3,500万円	有	10年

（注意） 資金用途、返済期間、担保有無等によって融資条件が異なるため、詳細は制度元に確認願います。

融資情報

**周南地域地場産業振興センター** アイデアの実現化、意匠登録、マーケティング戦略等の支援を実施。

◎**周南サポート事業**：試作品・特産品開発、製品PR等を支援する制度（最大支援30万円補助）

**やまぐち産業振興財団** 販路開拓、商品開発などの課題に対して、相談窓口や支援施策の紹介などの支援を実施。

◎**やまぐち創業補助金**：山口県内で社会的事業の創業を行おうとする個人を支援（補助上限額200万円：補助率

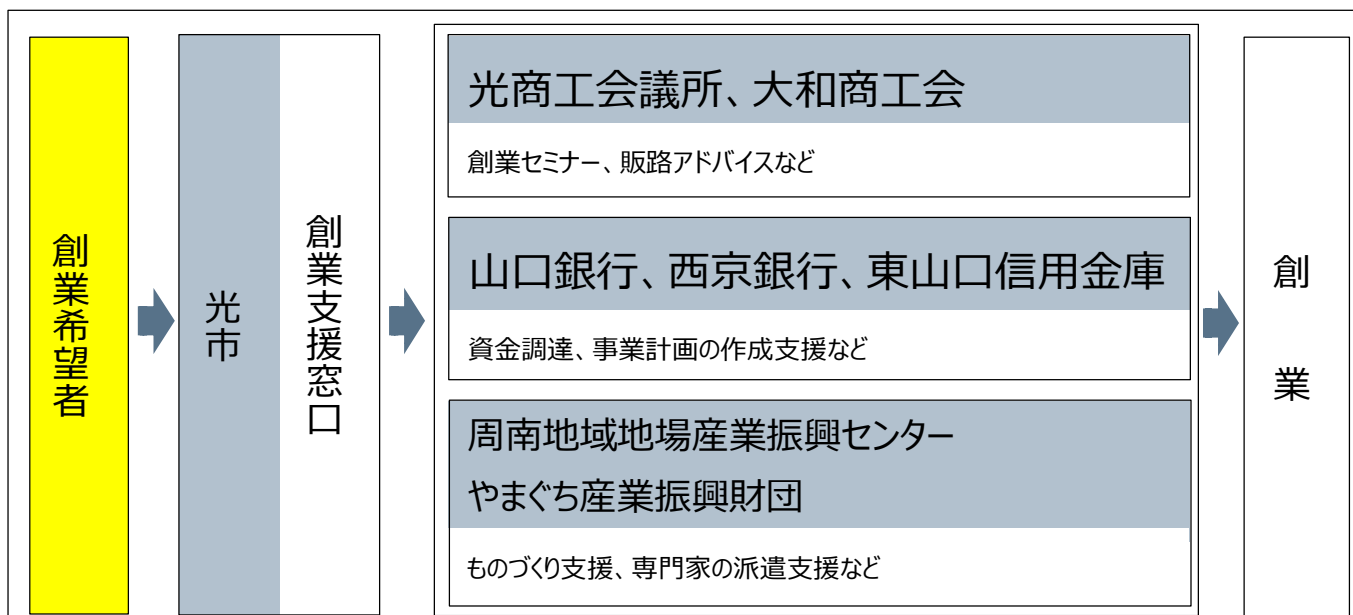
各種情報

# あなたの創業をカタチに。 光市が支援します。

創業するなら  
人が輝き やさしさつながる  
幸せ創造都市 ひかり

「光市創業支援窓口」をご存知ですか

資金の調達、創業の各種手続き、税務、労務、創業の計画…  
創業に関する不安・相談に関する専門家や支援制度を紹介します。



- 光市では、光市創業支援等事業計画を策定し、市内の商工団体、金融機関等と連携し、創業者を支援する体制をつくっています。
- 光市が指定する創業セミナー、創業相談等を受講し、一定の要件を満たすと「**特定創業支援等事業認定者**※1」となり、様々な優遇措置の対象となります。詳しくは裏面をご確認ください。

※1 認定には光市（商工振興課）が発行する証明書の取得が必要です。

## 「光市創業支援窓口」

743-8501 光市中央六丁目1番1号（光市役所 商工振興課内）  
TEL：0833-72-1519 FAX：0833-72-8981



# 支援制度のご紹介

## ◎創業資金（光市小口融資保証制度）

基準利率：1.8% 優遇措置により **1.2%**～（優遇措置の上限▲0.6%）

融資限度額：1,000万円（特定創業支援等事業認定者は **1,500万円**）

融資期間：7年（最大6か月の据置期間を設定できます）

融資による保証料は、  
**原則、市が負担**

特定創業支援等事業認定者	県外からの移住者	女性による創業
		
優遇措置（基準金利より） ▲0.5%	▲0.5%	▲0.1%

## ◎光市事業所設置奨励金

【事業所設置の支援】 市内に事務所や店舗を新たに建てた場合等に固定資産税相当額を3年間補助

## ◎光市地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金 各タイプ30万円交付

【サテライトオフィス進出タイプ】 市外に本社・本拠を置く事業者が、市内に新たにサテライトオフィスを設け事業を行う場合

【空き店舗等活用タイプ】 市内にある空き家・空き店舗・空き工場などを活用して事業所を設け、事業を行う場合

※一定の条件を満たす場合、奨励金の上乗せがあります。

光市の支援

「特定創業支援等事業認定者」となると次の優遇措置の対象となります。

- ① 会社<sup>※2</sup> 設立時の登録免許税を軽減<sup>※3</sup>  
→資本金の0.7%から0.35%に軽減。（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円に軽減）
- ② 無担保、第三者保証なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用可能<sup>※4</sup>
- ③ 日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ対象として、同資金を利用可能<sup>※4</sup>

※2 株式会社、合同会社を指します。

※3 軽減を受ける場合は、設立登記を行う際に証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※4 別途、審査を受ける必要があります。

国等の支援

融資制度は金融機関をはじめ、下記の公的機関でも融資・保証制度が整備されています。

制度元	資金・保証等	基準利率	融資限度額	保証料	融資期間
山口県	スタートアップ創出促進資金	1.3	3,500万円	有	10年
日本政策金融公庫	新規開業・スタートアップ支援資金	1.6～3.8	7,200万円	無	20年
山口県信用保証協会	創業関連保証	-	3,500万円	有	10年

（注意） 資金用途、返済期間、担保有無等によって融資条件が異なるため、詳細は制度元に確認願います。

融資情報

**周南地域地場産業振興センター** アイデアの実現化、意匠登録、マーケティング戦略等の支援を実施。

◎**周南サポート事業**：試作品・特産品開発、製品PR等を支援する制度（最大支援30万円補助）

**やまぐち産業振興財団** 販路開拓、商品開発などの課題に対して、相談窓口や支援施策の紹介などの支援を実施。

◎**やまぐち創業補助金**：山口県内で社会的事業の創業を行おうとする個人を支援（補助上限額200万円：補助率

各種情報